

試験研究成果普及情報

部門	資源管理・増養殖	対象	普及
課題名：九十九里海域におけるチョウセンハマグリの資源保護区域の効果把握			
<p>[要約] 成東地先に設定されている資源保護区（禁漁区）では、腰まき等の採捕区域である汀線域で約 2.0～15.6 トン、貝桁網の操業区域である沖合域で約 26 トンのチョウセンハマグリが保護されたと試算され、資源保護区の設定は資源の持続的な利用を図るために有効な手法であることが実証された。また、保護区の効果的な設定についての知見を得た。</p>			
キーワード [＊] チョウセンハマグリ、資源管理、保護区、保護効果			
実施機関名	主 査	水産総合研究センター資源研究室	
実施期間	2010年度～2013年度		

[目的及び背景]

九十九里海域では、重要水産資源であるチョウセンハマグリの保護と適正な利用のため、2009年春から資源保護区域が設定されており、その定着と実効性の向上が求められている。このことから、保護区域の設定によるチョウセンハマグリの保護効果を明らかにする。

[成果内容]

- 1 海岸線長約 4 km の成東地先に幅 200m で沖合域まで伸長して設定されている資源保護区（以下保護区）と操業区（以下対照区）において、それぞれ汀線域（汀線、一番瀬）、沖合域（水深 3、4、5、6m）に設定した調査定点の分布密度の推移を比較し、保護効果を試算した。
- 2 貝桁網漁業の禁漁期間（5/15～10/16）における、沖合域の主な操業水深帯 4、5m での分布密度は、保護区と対照区で大きな差は見られなかった（図 1）。しかし、解禁後は保護区の方が、対照区より高くなった。面積密度法により沖合域における保護数量を試算すると、約 26 トンであった（表 1）。
- 3 腰まきの解禁当初（操業期間：5/1～8/15）における、汀線域の分布密度は保護区、対照区とも大きな差は見られなかった（図 2）。しかし、解禁後は対照区の分布密度が低下する傾向があり、その後禁漁になると再び差がなくなった。面積密度法により汀線域における保護数量を試算すると、2.0～15.6 トンであった（表 1）。
- 4 以上から、保護区の設定は資源管理手法として有効であると考えられた。

[留意事項]

- 1 チョウセンハマグリは成長に伴い沖合域へ移動する傾向があることから、沿岸域から沖合域まで一体となった保護区を設定することが重要である。
- 2 汀線域に高密度でチョウセンハマグリが分布する場合には、殻長制限未滿（3 cm 未滿）

の小型貝が混入する恐れがあることから、漁獲後に再度サイズ選別を行い、小型貝の保護に努めることが重要である。

- 離岸流が発生するとチョウセンハマグリが逸散すると考えられることから、離岸流の発生が少ない区域を保護区に選定することが重要である。

[普及対象地域]

旭市飯岡からいすみ市岬町における九十九里地域

[行政上の措置]

[普及状況]

平成 26 年 1 月 23 日に開催された九十九里貝類漁業者検討部会において、本成果を関係漁協等に報告した。

[成果の概要]

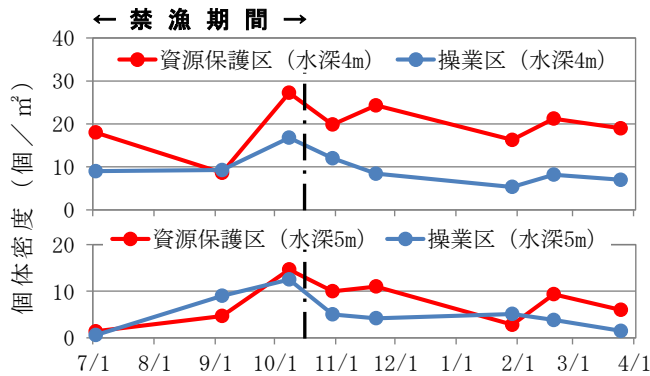


図 1 平成 25 年度における資源保護区及び操業区における分布密度の推移

表 1 成東地先の資源保護区域で保護されたと推定されたチョウセンハマグリの数量

年度	汀線域	沖合域
H23	15.6	
H24	2.0	
H25		26.0

単位：トン

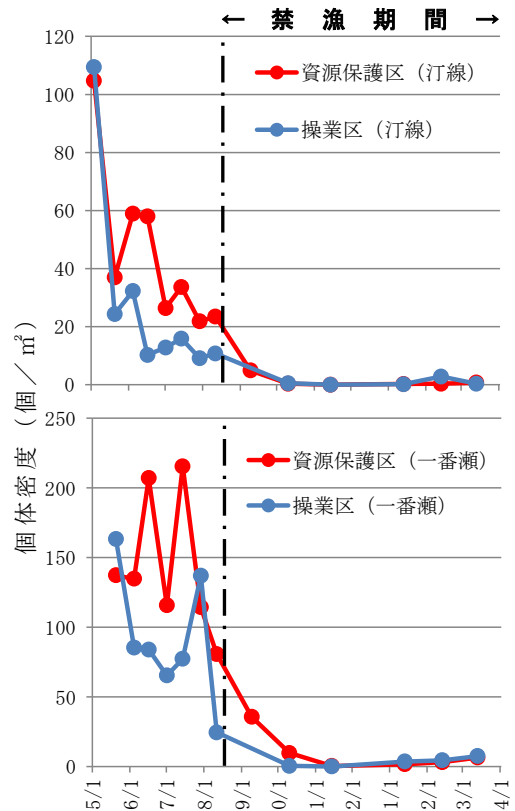


図 2 平成 23 年度における資源保護区及び操業区における分布密度の推移

[発表及び関連文献]

[その他]